

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成25年9月26日(2013.9.26)

【公開番号】特開2013-149494(P2013-149494A)

【公開日】平成25年8月1日(2013.8.1)

【年通号数】公開・登録公報2013-041

【出願番号】特願2012-9373(P2012-9373)

【国際特許分類】

H 01 B 11/02 (2006.01)

H 01 B 11/00 (2006.01)

H 01 B 7/00 (2006.01)

【F I】

H 01 B 11/02

H 01 B 11/00 A

H 01 B 7/00

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月8日(2013.8.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

測定方法及び判定方法

(1) 密着力測定

(1-1) 絶縁電線とシースとの密着力

図3に示すように、シース6の部分の長さを35mmとしたケーブル10の端部から露出された一対の絶縁電線1をダイス21に形成された挿通孔21aに通し、ダイス21をシース6の端面に当接させる。一対の絶縁電線1の先端をクランパ22でクランプし、クランパ22をダイス21から離間する方向(図3中矢印方向)へ引っ張る。これにより、35mmの長さにわたりシース6から絶縁電線1を引き抜く。このときの最大の力を密着力として測定する。なお、絶縁電線1をシース6から引き抜く際の引き抜き速度は、100mm/分とする。

(1-2) 導体と絶縁体との密着力

図4に示すように、絶縁体5の部分の長さを35mmとした絶縁電線1の端部から露出された導体4をダイス31に形成された挿通孔31aに通し、ダイス31を絶縁体5の端面に当接させる。導体4の先端をクランパ32でクランプし、クランパ32をダイス31から離間する方向(図4中矢印方向)へ引っ張る。これにより、35mmの長さにわたり絶縁体5から導体4を引き抜く。このときの最大の力を密着力として測定する。なお、導体4を絶縁体5から引き抜く際の引き抜き速度は、100mm/分とする。

(1-3) 密着力比

絶縁電線1とシース6との密着力(密着力1)に対する導体4と絶縁体5との密着力(密着力2)の比(密着力2/密着力1)を算出する。

(2) 伸び測定

シース6を構成する内部シース2及び外部シース3を同時に除去して絶縁電線1を露出させた際の絶縁体5の伸び寸法を測定する。

(3) 良否判定

シース6を構成する内部シース2及び外部シース3を同時に除去して絶縁電線1を露出

させた際の絶縁体5の伸びが1mm以下である場合を合格(○)とし、絶縁体5の伸びが1mmを超える場合を不合格(×)とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

【表2】

表2

	実施例1	実施例2	実施例3	実施例4	比較例1	比較例2	比較例3
密着力1(N/35mm)	60	63	61	53	60	58	53
密着力2(N/35mm)	37	37	41	32	20	19	17
密着力比	0.61	0.59	0.67	0.60	0.33	0.33	0.32
絶縁体の伸び(mm)	0~0.3	0.3~0.5	0~0.2	0~0.3	1.0~1.2	1.0~1.5	1.5~2.0
判定(≤1mm)	○	○	○	○	×	×	×